

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

7 新規創業支援資金

1 目的

この資金は、新たに事業を営もうとする者又は企業の維持発展のために分社化して新分野に進出するなど創造的事業活動に事業資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 融資対象

融資対象は、融資あっせん申込日時点において、新たに事業を営もうとする者（事業開始後1年を経過していない者を含む。）又は市内に事業所を有する企業で、共通要領第2条、第4条第1項第2号から第4号までに定めるもののうち、以下のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業を営んでいない個人で新たに事業を開始する者
(2) 事業を営んでいない個人で新たに会社を設立し、事業を開始する者
(3) 既存企業を分社化して新分野に進出する企業

3 資金使途

- (1) 資金使途は、運転資金及び設備資金とし、次の要件に該当するものとする。

ア	店舗、工場等の開設、機械・器具・什器・備品等の購入のために必要な設備資金
イ	商品・原材料の仕入れ、人件費等の支払のために必要な運転資金
ウ	現在、事業を営んでいる企業が、分社化して新分野で新たな事業を行うために要する運転・設備資金

- (2) 設備資金については、融資あっせん申込み以前に工事等の契約（発注含む）及び施工に着手したものや、機械設備・車両等の契約（発注含む）をしたものについては、原則として融資の対象としない。

4 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

貸付限度額	(運)・(設) 合わせて4,000万円	
貸付期間	10年以内	
据置期間	1年以内	
貸付利率	固定金利	5年以内 年1.4% 10年以内 年1.7%
担保・保証人	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。	
信用保証	必要により信用保証協会の保証付きにできる。	

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※(運)：運転資金、(設)：設備資金

※新規創業支援資金の貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準の1貸付利率の(4)例外規定ウにより、5年以内を1.4%、10年以内を1.7%とする。

5 自己資金

新規開業に必要な資金のうち、原則として総所要額の1割は自己資金を用意すること。自己資金が総所要額の1割未満の場合は、金融機関が融資を実行することの申出書（参考様式第2号）を添付するものとする。

6 申込手続

- (1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、あっせん機関に申し込むものとする。
- (2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証明書の写し (法人の場合)	決算書・確定申告書の写し	見積書等の写し	設備等の図面及びカタログの写し	許認可証の写し (許認可を要する業種の場合)	所在地の見取図	その他必要な書類（必要に応じて他の資料を求める場合あり）
○ (3か月以内のもの)		運転		○	○	・個別様式第7-1号、第7-2号及び第7-3号 ・個人の場合は個人事業の開業届出書の写し ※自己資金が総所要額の1割未満の場合は、金融機関が融資を実行することの申出書（参考様式第2号） ※分社化の場合は、本体会社の事業実績（決算書・事業計画書等）の説明資料
		設備	○	○		

7 利子補給

市は、この資金を借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金利子補給金交付要領に基づき、予算の範囲内で利子を補給することができる。

8 信用保証料補助

市は、この資金を信用保証協会の保証付きで借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金信用保証料補助金交付要領に基づき、予算の範囲内で信用保証料を補助することができる。

9 貸付け及び関係書類の保管

- (1) あっせん機関は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、この資金で貸付けしたものについて、関係書類に「市創業」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

10 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針（個別事項）に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】 新規創業支援資金

1 新規の開業

新規の開業については、具体的な事業計画を持っており、申込後2か月程度以内に開業することが見込まれるものであること。

2 資格、許認可

あっせん申込み時において事業実施に必要な許認可等の申請手続が未了（手続中である場合を含む。）である場合は、当該許認可証等（個人事業の開業届出書を含む。）の交付又は届出後、速やかにその写しを市へ提出すること。

3 貸付限度額について

平成19年度以前に新規創業等支援資金を借受けし、申込時点で残高を有している場合は、その貸付残高を含むものとする。